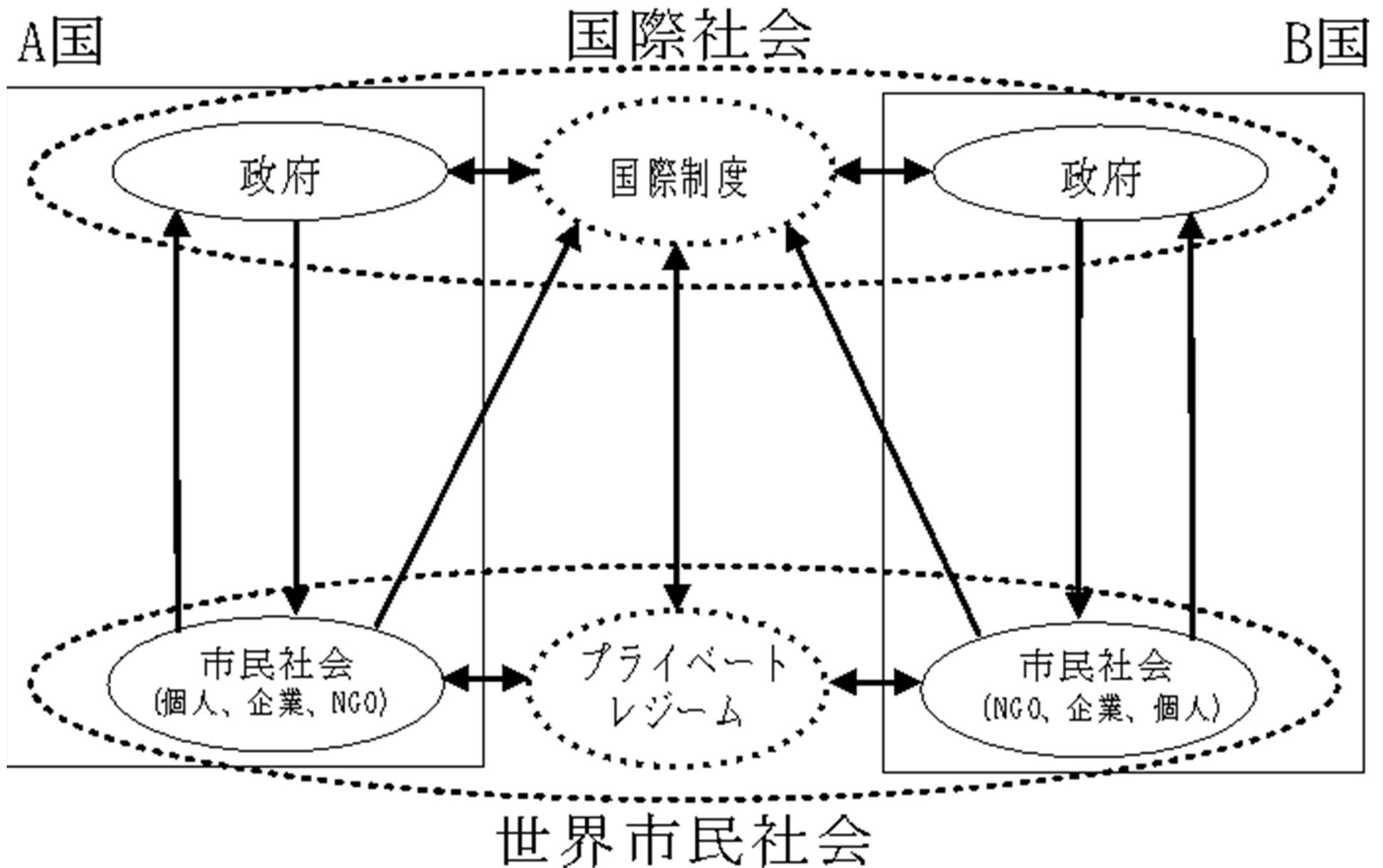


地球環境ガバナンスと国家

国際政治経済特殊講義(地球環境ガバナンスA)

阪口 功

地球環境ガバナンスの全体像



主権国家システム

- ウェストファリア一条約(1648)後により成立
- 教皇・皇帝の普遍的・超国家的権力の否認
- 主権国家間の対等性と内政不干涉の原則
- 国家のみに国際法上の法人格
- アナーキーとしての国際社会
- 国際法に強制力はない

利益に基づく国家の分類(汚染問題)

- 共有シンク
- 「生態学的脆弱性」と「削減コスト」により国家の態度は決まる。
 - ① 推進者:生態学的脆弱性が高く、対策コストの低い国
 - ② 妨害者:生態学的脆弱性が低く、対策コストの高い国
 - ③ 仲介者:生態学的脆弱性が高く、対策コストの高い国
 - ④ 傍観者:生態学的脆弱性が低く、対策コストも低い国
- 代替技術に伴い対策コストが低下する。
場合によっては削減利益が発生する場合も。

利益に基づく国家の分類(生物資源)

- 共有プール資源
- 「コスト競争力」と「代替資源へのアクセス」により国家の態度は決まる
- 途上国=コスト競争力・高い
- 先進国=コスト競争力・低い
- 代替資源へのアクセス:高い=遠洋漁業国、低い=沿岸漁業国
- ①推進者:コスト競争力=低い、代替資源へのアクセス=低い
- ②妨害者:コスト競争力=高い、代替資源へのアクセス=高い
- ③仲介者:片方のみ高い場合

※共有シンク、共有プール資源ともに、非合理的要素や政治的要因が入り込むとこの限りではない。

規範と国家の行動

- 規範とは＝一般的な行動の基準 ※ []の論理
- 環境規範、予防原則、保存主義、保全主義、持続的開発
- 捕鯨問題など一部の 이슈で人道主義規範の影響が顕著
- 規範同士が対立し合うことも

国内政治要因

- 世論：環境票の存在
→ 選挙、政権支持率への影響を通じて
 - 政治体制：民主主義・独裁制、小選挙区・比例代表制
- ※ 民主主義国は国際環境協力により積極的になるのか？

外交上の名声

- 外交上の名声：特に[]の行動に影響
- 名声の効果：長期的な利益の追求
- すなわち、協力の取引費用の低下と攻撃のコストの増大

国家の政策決定過程を理解する

① アメリカ

- 利益団体政治: 企業、NGOと政府(大統領府、議会)との関係
- 議会の権力: 条約批准には上院の3分の2の多数決
- ロビイストがワシントンDCに結集

② EU

- EU統合: 統合推進手段としての環境政策(EU排出量取引制度)
- 強力なNGOの存在
- 政官・財・NGOのトライアングル
- マルチレベルガバナンス: EU(欧州理事会、欧州委員会、欧州議会)、各国政府

③ 日本

- 官僚政治
- 政・官・財の鉄のトライアングル
- NGOセクターが弱い
- 官邸主導

地方自治体の役割

- 規模が小さく、相対的に利害が錯綜しない地方自治体はより迅速に対応しやすい
- (1) 国際環境自治体協議会 (ICLEI) : (<http://www.iclei.org/>)
- 1990年発足、ローカルアジェンダ21を推進。現在68カ国815の自治体が加盟。
 - 気候変動防止キャンペーンや生物多様性イニシアティブを実施
- (2) オゾン層の保護と米国各州のイニシアチブ
- 1975年に、州レベル(オレゴン州、ニューヨーク州など)でフロンを含むエアゾルの販売を禁止する法律採択
 - 1977年に、連邦政府は、フロンの段階的禁止のタイムテーブル発表

気候変動と州のイニシアチブ

(1) 地域温室効果ガスイニシアチブ(RGGI):

- 米国東部10州(NY、NJなど)が2009年より実施(現在は9州)。
- 発電所のCO₂排出量に目標値設定+排出権取引。

(2) 西部気候イニシアティブ(WCI):

- 米国西部7州(カリフォルニア、アリゾナなど)に加4州が参加して設置(2007年)。
- 発電所に限らずCO₂全体について、目標設定+排出量取引。2013年より実施。
- 現在は、カリフォルニアとカナダ4州のみ参加。

(3) 中西部地域温室効果ガス削減アコード(MGGRA)

- 中西部米6州(イリノイ、ミシガンなど)、加1州が2007年調印。2012年から実施を計画したが、現在はinactive。

(4) []州の取り組み

- 加州:ブラジルの排出量に匹敵
- 新車のCO₂排出量、22%(2012年)、30%(2016年)削減義務づけ。全米13州が採用。

日本の地方自治体の排出量取引制度

① []の排出量取引制度

- 2010年より大規模事業所にCO₂排出削減務
(5年間でオフィスは平均8%、向上は平均6%)
- 排出量取引と罰則(未達成分の1.3倍の排出枠購入)

② 埼玉の排出量取引制度

- 2011年より、大規模事業所に、CO₂排出削減務(オフィスは8%、工場は6%削減)
- 排出量取引、罰則なし
- 第1計画期間(2011-2014)
- 第2計画期間(2015-2019)

裁判所の役割

- 訴訟社会の米国で重要

① 日米捕鯨協議(1984年11月～)

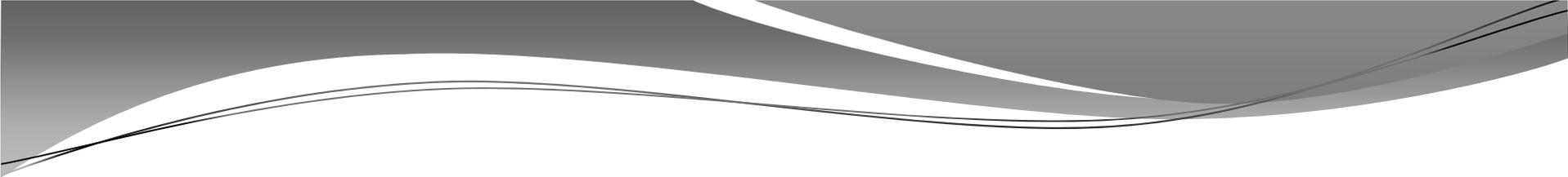
- 日本はモラトリアムの実施時期を2年遅らせることを条件に、異議申し立て撤回。
- 反捕鯨NGOは日米捕鯨合意の無効と制裁措置の即座の発動を求める訴訟。
- 1、2審では政府が敗訴、1986年6月に連邦最高裁でかろうじて逆転判決(5対4)

② 地球温暖化

- アメリカ連邦最高裁(2007.4)、加州など12州とNY市からの訴えに対し、CO₂を大気汚染物質と認定、「大気浄化法」に基づきアメリカ環境保護局(EPA)に排出規制を強化することを求める判決。

まとめ

- 国際社会はアナーキー：超国家機関による解決は想定し得ない
- 各国は、国益に従い行動する。
- 国家を一枚岩の存在としてみるのではなく、国家の内部（州・自治体や市民社会）を見ることが重要。



おわり